

上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿等（以下「合宿等」という。）の誘致を推進するため、本市において合宿等を実施する団体に対し、その費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、学校教育法（昭和22年法律第22号）に規定する中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校の生徒又は学生で構成される運動系及び文化系の団体とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付の対象となる合宿等は、次に掲げる要件の全てを満たし、市長が適当と認めたものとする。

(1) 市内のスポーツ施設等を利用して練習し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊するものであること。

(2) 1回の合宿における延べ宿泊者数（宿泊人数に宿泊日数を乗じて得た数）が20人以上であること。

(3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿泊営業に係る施設に有償で宿泊するものであること。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア 教育施設に付随する施設

イ キャンプ場等の施設

ウ その他この要綱の趣旨に合致しないと認められる施設

(4) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。

(5) 営利を目的とするものでないこと。

(6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(7) 公序良俗に反しないものであること。

(助成対象期間)

第4条 助成金の助成対象期間は、当該年度の3月31日までとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、各団体1回の合宿につき、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、10万円を上限額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める書類に上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成事業計画書(様式第1号)を添付して、合宿を開始する日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者が合宿を終了したときは、速やかに規則第13条に定める書類に以下の書類を添付して実績を報告しなければならない。

- (1) 上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成事業完了報告書(様式第2号)
- (2) 上天草市スポーツ合宿等誘致推進助成事業宿泊者数等証明書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(要綱の見直し)

第8条 この要綱は、3年ごとに必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「20人以上」とあるのは「10人以上」とし、第5条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは「2,000円」とし、「10万円」とあるのは「20万円」とする。